

山梨県人会連合会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は山梨県人会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都千代田区鍛冶町 1-6-10
山梨中央銀行東京支店内に置く。

第2章 会 員

(会員の種別)

第3条 本会は地区山梨県人会及び郷友会・同窓会・職域団体（以下単位団体という）並びに法人会員・個人会員で構成する。

1. 本会の会員になろうとする者は、上記の団体から推薦された者で所定の書類に団体名・出身地・氏名・住所・電話番号・職業等を記して本会の会長宛てに提出しなければならない。
2. 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
但し、既に納入の会費は原則としてこれを返還しない。
3. 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる
4. 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、委員長会議の決議により当該会員を除名することができる。
 - 一 本会の会則、その他の規則に違反したとき
 - 二 本会の名誉を傷つけ、又は本会の秩序を乱し、もしくは本会の目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他、除名にすべき正当な事由があるとき但し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

第3章 目的、事業及び委員会

(目 的)

第4条 本会は会員相互の親睦と交流並びに研鑽を図り、郷土山梨の成長・発展・進化に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 単位団体の組織化、活性化の推進
 2. 青年部・壮年部・女性の会の支援
 3. 郷土との連帯強化のため、山梨県並びに市町村開催の事業への参加
 4. 郷土の歴史探索、施設見学などの旅行会、研修会・勉強会の開催
 5. 本会の発展に尽力した功労者の表彰

6. 県人とふるさと山梨との情報受発信機能を強化し機関誌「富士の国」の内容充実

7. 郷土の文化・芸術を発掘し社会に発信

(委員会)

第6条 本会の目的及び事業を遂行するため、下記の各種委員会を設ける。また必要に応じ委員会を設置する。各委員会の委員長は、会長が副会長の内から委嘱する。各委員会の委員は委員長が推薦し、会長が委嘱する。

1. 総務委員会、本会の全体的行事と第5条の2項、3項、5項を及び事務局の管掌を担当する。
2. 事業委員会、第5条の4項を担当する。
3. 組織委員会、第5条の1項を担当する。
4. 広報委員会、第5条の6項を担当する。
5. 文化・芸術委員会、第5条の7項を担当する。

第4章 役員

(役員の種類)

第7条 本会に下記の役員を置く。役員の任期は2年とし、在任2年後の総会をもって終了とする。但し再任は妨げない。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 名誉会長（県知事） | 1名 |
| 2. 会長 | 1名 |
| 3. 会長代行 | 若干名 |
| 4. 副会長 | 70名 以内 |
| 5. 会計 | 2名 |
| 6. 監事 | 2名 |
| 7. 常任理事 | 50名 以内 |
| 8. 理事 | 150名 以内 |

(役員を選任)

第8条 上記の2から6までの役員及び第6条の委員長は、会長代行会議（会長、会長代行）および会長代行会議により指名された者（10名以内）による役員選考委員会によって選定され、会長が委嘱する。

常任理事は単位団体の役員から会長が選任した者、及び会長が適任と認めた者に会長が委嘱する。

理事は単位団体から推薦された者に会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は以下の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 会長代行は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長代行の互選によりその職務を代行する。
3. 副会長は会長を補佐し、会務の執行に協力する。

4. 会計は、本会の財務及び収支会計を管理する。
5. 監事は、本会の会務、財務及び収支会計を監査する。
6. 常任理事・理事は、副会長を補佐し会務の執行に協力する。

第5章 顧問・参与・相談役

(顧問・参与・相談役)

- 第10条 本会に、顧問・参与・相談役若干名を置くことができる。
顧問・参与・相談役は、本会の事業運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第11条 本会の資産は、役員会費及び寄付金、その他を以て充当する。
本会の会費及び納期は別に定める。
1. 会館設立に当初寄付された財産目録記載の財産
 2. 会費
 3. 寄付金品
 4. その他の収入

第7章 事務局

(事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
1. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。
 2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。(事務局の職務は別に定める)
- 第13条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
会則 役員名簿 会議の議事録 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 資産及び正味財産の状況を示す書類 その他必要な帳簿及び書類。保管期間は法令に順ずる。

第8章 会議

(会議の種類)

- 第14条 執行機関としての会長代行会議、委員長会議(会長、会長代行、各委員長)、予算会議(会長、会長代行、各委員長、会計、監事)の他、最高議決機関は総会とし、総会に順ずる議決機関は理事会(会長、会長代行、副会長、会計、監事、常任理事、理事)とする。会長が招集する。

(総会)

総会は、定例総会及び臨時総会とし、役員・会員をもって組織する。

(総会の招集)

- 第15条 定例総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

第 16 条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

(総会・会議の議事)

第 17 条 総会及び役員会の議事は、出席会員の過半数により決定する。

第 18 条 総会及び理事会は、会長が議長となる。

(総会の付議事項)

第 19 条 総会は、この会則に別段の定めのあるものの他、次の各号に掲げる事項を決議する。

1. 事業報告及び事業計画
2. 収入支出予算及び決算
3. 役員を選出
4. 会則改定
5. その他、理事会において総会に付議すべきことを決議した事項

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 単位団体代表者会議

(単位団体代表会議)

第 21 条 単位団体代表者会議は県人会の組織強化と事業の活性化のため、情報交換、交流の場とする会長が召集する。

附 則

この会則の施行に必要な内規は、総務委員会で起案し、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(本会則の発効)

本会則は、平成 22 年 11 月 25 日の常任理事・理事合同会議で承認を得た日より発効する。

(本会則の改訂)

1. 平成 26 年 5 月 13 日 *第 7 条 2 項 会長代行 4 名を若干名に改正
2. 平成 27 年 4 月 14 日 *第 3 条 1. 2. 3. 4. 項の追加は常任理事・理事合同会議で承認を得た日より施行する。
3. 平成 27 年 10 月 13 日 *第 27 条「常任理事以上の役員及び地区会の会長で構成し」を追加 常任理事・理事合同会議で承認を得た日より施行する。
4. 平成 28 年 6 月 12 日 *第 26 条 1. 2 項の追加は第 67 回定期総会で承認を得た日より施行する。
5. 平成 29 年 10 月 11 日 会則の改定をおこない、理事会、総会の承認を得て施行する。